

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

行 田 市

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に
記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、
貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況
について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併
せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① 該当なし

②

2 通常の診療時間外の診療

① 休日急患診療事業等

②

3 入退院時の支援

① ・行田市在宅医療・介護連携支援センターの設置
・医療、介護職の関係団体より委員を選出し、行田市在宅医療・介護連携
推進協議会及び作業部会（入退院調整・研修・患者情報共有 I C T ・普
及啓発）を設置。

②

4 在宅医療の提供

① ・行田市在宅医療・介護連携支援センターの設置
・医療、介護職の関係団体より委員を選出し、行田市在宅医療・介護連携
推進協議会及び作業部会（入退院調整・研修・患者情報共有 I C T ・普
及啓発）を設置。

②

5 介護サービス等と連携した医療提供

① ・行田市在宅医療・介護連携支援センターの設置
・医療、介護職の関係団体より委員を選出し、行田市在宅医療・介護連携
推進協議会及び作業部会（入退院調整・研修・患者情報共有 I C T ・普
及啓発）を設置。

②

6 その他（上記5項目以外の取組）

① 該当なし

②

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

_____ 加須市 _____

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に
記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、
貴市町で①すでに組み込まれているものがありましたらその取組状況
について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併
せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① 「該当なし」

②

2 通常の診療時間外の診療

① ・市内医療機関の診療情報として、時間外診療の実施の有無を市ホームページに掲載している。
・在宅当番医制に加え、救急医療体制の確保が特に困難と認められる土曜日、日曜日及び祝日の夜間に、救急医療体制を整備している。

②

3 入退院時の支援

① 患者が入退院する際に病院・診療所等の関係者と在宅関係者が連携して、
在宅での生活や療養に困る患者や家族がいない患者を地域ぐるみで支える
ため入退院支援ルールを作成している。

②

4 在宅医療の提供

① 在宅医療専門としている医療機関は市内に2か所あり、在宅医療の中心的な役割を担っている。

②

5 介護サービス等と連携した医療提供

① MCS（北彩あんしんリング）を活用して、医師やケアマネ、サービス事業者で情報共有をおこなっているが、まだ、十分ではない。

②

6 その他（上記5項目以外の取組）

①

②

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

羽生市

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

①

・市民が身近な地域で継続的に医療を受けられるよう、「かかりつけ医（医科）を持つこと」の必要性について、広報誌により普及啓発を行っている。

②

・かかりつけ医の必要性について、市民の認識が十分に浸透していないことが課題である。今後も継続的な周知に取り組むとともに、医療機関ごとの機能や役割が住民に分かりやすく伝わるよう、医療情報ネット（ナビイ）等の周知も含めた効果的な啓発方法を検討したい。

2 通常の診療時間外の診療

①

・医科については、休日・祝日等における医療提供体制を確保するため、羽生市医師会等と連携し、在宅当番医制による休日当番医事業を実施している。
・歯科についても当番医制により、年末年始の長期休日に対応している。
・休日当番医及び歯科の当番医の情報について、ホームページ、広報誌、メール配信サービスにより市民へ周知している。
・調剤については、休日輪番薬局の情報をホームページで提供している。
・入院や手術を要する重症患者に対応するため、第二次救急医療機関（羽生総合病院）を中心とした東部北地区二次救急病院群輪番事業を実施し、24 時間体制の救急医療を確保している。
・救急車の適正利用や、埼玉県救急電話相談（#7119）、小児救急電話相談（#8000）の利用について、ホームページ・広報誌・窓口での啓発品配布により周知・啓

発を行っている。

②

・市内の休日当番医は輪番制であり、休日に受診したい診療科を選択できない場合があることが課題である。今後、他市の医療機関情報の提供等により、受診できる診療科の選択肢を広げることを検討している。
・地域の医師の高齢化等により、将来的に休日・夜間の輪番体制を維持することが課題となり得る。

3 入退院時の支援

①

・2024 年に入退院支援ルールを策定

入退院に関わる関係者が活用できるツールを作成し、退院後の在宅生活を円滑に送るための連携強化を行った。

②

・全体への周知が不足していることが課題であるため、継続して周知・活用することが必要となる。

4 在宅医療の提供

①

・在宅医療に関係する機関で集まり、在宅医療地域連携ミーティングに関する現状及び課題解決を検討する場を年2回設けている。

②

・今後、在宅医療を希望する方が増えることで、提供体制を維持することが課題となり得る。

5 介護サービス等と連携した医療提供

①

・北彩あんしんリング（メディカルケアステーション）を活用し、医師と介護事業者等が随時情報を共有できる体制を整えた。

②

・今後、北彩あんしんリングの更なる利用促進のため、事業所等を含め、活用方法に関する事例を交えた関係者向けの研修会の実施を検討している。

6 その他（上記5項目以外の取組）

① 該当なし

②

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

久喜市

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① ・平成22年度頃、一度市内の医療機関情報を収集したことがあったが、情報の公開が難しかったため継続していない。
・かかりつけ医をもつことについては、市ホームページ等で推奨している。
・令和6年度に健康状態不明な高齢者に対してアンケートを送付し、電話・訪問等にて状況の把握を行うとともに、医療情報等の提供を行った。実績が少ないため継続していないが、令和9年度には再開したい。

② 医師会内で、どの程度医療機関同士の情報提供や連携が行われているのかご教示願いたい。

2 通常の診療時間外の診療

① なし

② 夜間については、救急告示病院を保健事業日程表で周知しているものの、どのくらい市民が夜間等に受診しているか現状把握をしていない。医療機関に情報提供をお願いするのも難しいと考えている。

3 入退院時の支援

① 救急病院に運ばれる患者の中には、身寄りのない高齢者や高齢者世帯など急性期治療を終えても、転院先がなかなか決まらないケースもあり、救急

の受入れに支障を及ぼすこともあることから、市内の病院のワーカーや行政職員との意見交換会を開催した。

② ・転院先の病院について、家族から行政に相談がある場合があるが、行政には、病院に関する情報が乏しいため、病院の相談室に連絡をしてもらうよう対応している。

・南埼玉郡市入退院支援ルールを用いて、医療機関、ケアマネジャー、薬局・歯科、本人・家族の間で入院から退院までの連携を図っているが、病院同士の情報を連携することが難しいことから、システムの構築など仕組みづくりが必要と考える。

4 在宅医療の提供

① ・年3回、医療関係者及び介護関係者が会議を開催し、久喜市の課題について協議を行っている。

・年2回、医療関係者と介護関係者を集めた研修会を開催し、顔の見える関係づくりに努めている。

・介護サービス提供事業所は、急変時に相談対応等を依頼する医療機関をあらかじめ定めたり、利用契約の時に利用者におけるかかりつけ医の情報を得たり対応をしている。

・入退院支援ルールを作成し、各医療機関、介護サービス事業所に配布して周知及び活用を呼び掛けている。

② 医療機関と介護事業所等の研修会に参加していない関係機関の担当者を含めた意見交換を行う場を設け、連携体制お構築を図ることが必要

5 介護サービス等と連携した医療提供

① なし

② なし

6 その他（上記5項目以外の取組）

① なし

- ② 行政に対して患者や家族から相談があるのは、「こんな症状だが、どの病院に行ったらよいか」「〇〇科のある病院を教えてほしい」などの病院情報を求める相談の他、「受診した時、このように病院から言われたが、それはどうなのか」などの苦情のような内容が多い。今後、自治体に求められるかかりつけ医機能に関する役割はどこなのか理解し、情報収集を進めていきたい。

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

蓮田市

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

- ① 該当なし
- ② 医療機関間での患者情報の共有等、医療機関同士の連携については、県、郡市医師会やその管内市町と相談しながら進めていく必要があると考えている。

2 通常の診療時間外の診療

- ① ・埼玉県東部北地区病院群輪番制病院運営事業として、東部北地区管内の加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の6市2町の連携にて9医療機関により運営し、休日及び夜間における第二次救急医療事業を行っている。
・市内の2医療機関の各月毎の輪番にて、休日急患診療体制（日・祝・年末年始）をとっている。
- ② 課題としては、小児の救急に対応できる病院が少なく、1つの医療機関に集中している現状のため、今後もこの体制を永続的に維持ができるか危惧される。

3 入退院時の支援

- ① ・南埼玉都市入退院支援ルール の運用
- ② 蓮田市において実施した「令和7年度在宅医療・介護資源実態調査」において「南埼玉都市入退院支援ルール」を活用しなかったという回答が病院・診療所で82.4%、訪問看護事業所で25%、居宅介護支援事業所で0%などであった。居宅介護支援事業所では活用されているが、その他の事業所での活用が図られていないため、活用促進が課題である。

4 在宅医療の提供

- ① ・市内の在宅医療・介護資源調査を毎年実施し「蓮田市在宅医療・介護連携ガイド」にまとめ、公表し、在宅医療提供体制の連携の推進を図っている。
・蓮田市、白岡市、宮代町の二市一町訪問看護事業所の有志で構成される連絡会の活動支援を行い、訪問看護事業所間の連携と、サービス提供体制維持を支援している。
- ② ・訪問診療を担う医療機関同士や入院病床を持つ医療機関など、医師を含む医療機関の連携体制構築は、医師会や県などと連携して進めていきたい。

5 介護サービス等と連携した医療提供

- ① ・在宅医療・介護関係者研修会を蓮田市、白岡市、宮代町の協定に基づき、二市一町在宅医療・介護連携推進共同事業として、資質向上と関係者間の顔の見える関係づくりを目的に年3回実施。
・二市一町在宅医療・介護連携推進共同事業において作成した「医療と介護の事前連携及び紹介シート」は居宅介護支援専門員を中心に担当者会議などに活用されている。
・南埼玉都市在宅医療サポートセンター主催の「つながるカフェ」において、在宅医療・介護関係者の情報共有や平時からの連携支援を行っている。
・蓮田市地域包括ケア推進代表者会議において、在宅医療・介護関係機関や市民の代表と行政が地域包括ケアシステムの推進に向け検討を重ねてい

る。

- ・急変時等課題共有にかかる情報交換会を年1回開催し、高齢者の急変時の対応に関わる職（訪問診療実施医療機関医師、有床医療機関相談員、訪問看護師、介護施設相談員、地域包括支援センター長、市消防職員、長寿支援課職員）が急変時の課題について共有し、対応策を検討している。
- ・市内の介護入所・入居施設の管理者及び現場職員を対象に介護事業者研修会を年1回開催。施設からの救急搬送の現状を消防職員が説明し、救急車の適正利用を啓発するほか、医師や歯科医師を講師に施設内での事故予防のための資質向上や施設間の情報共有を図っている。

- ② ・介護施設において急変時に医療機関との連携が進んでおらず、安易に救急要請してしまう傾向がある。施設向けの医療機関との連携のあり方にかかる研修が施設及び医療機関に必要。

6 その他（上記5項目以外の取組）

- ① 該当なし

- ② 特になし

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

_____ 幸手市 _____

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に
記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目につい
て、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況
について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併
せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① 該当なし

②

2 通常の診療時間外の診療

① 北葛北部医師会の協力のもと、通年で休日診療（日曜・祝日・年末年始）
を実施しているほか、12月から3月までの期間には冬期休日夜間診療（日
曜・祝日・年末年始）も実施している。

②

3 入退院時の支援

① 地域包括支援センターによる、患者・利用者または家族の要望を踏まえた
退院支援。

②

4 在宅医療の提供

① 地域の医療・介護関係者の理解と協力を得たうえで、在宅医療や在宅介護
が一体的に提供される仕組みの構築。

②

5 介護サービス等と連携した医療提供

① 在宅医療・介護連携推進事業を杉戸町と共同で北葛北部医師会に業務委託。
在宅医療連携拠点が中心となり、相談支援および関係機関とのネットワー
ク作りに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者との連携を推進。

②

6 その他（上記5項目以外の取組）

① 該当なし

②

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

白岡市

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① 市内医療機関の診療科目・時間等をまとめた一覧表を毎年作成し、市民に配付することで各医療機関が有する機能や役割の周知を図っている。【健康増進課】

② なし

2 通常の診療時間外の診療

① 市医師会に委託し、白岡中央総合病院において休日診療体制（内科）を確保している。また、東部北地区病院群輪番制病院において、二次救急医療体制が構築されている。【健康増進課】

② なし

3 入退院時の支援

① 「南埼玉郡市入退院支援ルール」の冊子を作成し、介護及び医療関係者等に配布し周知・普及を図っている。なお、この業務については、南埼玉郡市医師会に業務委託にて実施している。【高齢介護課】

② なし

4 在宅医療の提供

① 在宅医療・在宅介護等に関係する業者の詳細な情報をまとめたガイドブックを作成し、関係機関に配布等を行い在宅介護の推進を図っている。【高齢介護課】

② なし

5 介護サービス等と連携した医療提供

① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進として、南埼玉郡市医師会に業務委託にて下記を実施している。【高齢介護課】

- ・多職種による情報交換や研修を実施し、在宅医療・介護連携の課題の整理等を行い、在宅医療介護の連携の推進に繋げている。
- ・医療情報が十分でない介護関係者等に医療情報の提供・相談による支援の実施をしている。

② なし

6 その他（上記5項目以外の取組）

① 該当なし

② 該当なし

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

宮代町

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に
記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目につい
て、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況
について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併
せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① 該当なし

②

2 通常の診療時間外の診療

① 該当なし

②

3 入退院時の支援

① 該当なし

②

4 在宅医療の提供

① 該当なし

②

5 介護サービス等と連携した医療提供

① 医療・介護の関係機関の連携を密接にし、在宅医療と介護を一体的に提供
できる体制を構築するため、久喜市、蓮田市及び白岡市とともに医療機関
と在宅サービス事業者等の連携を推進する拠点・相談窓口として、一般社
団法人南埼玉郡市医師会内に「南埼玉郡市在宅医療サポートセンター」を
設置しています。こちらでは、3市1町の医療・介護関係者、地域包括支
援センター等からの在宅医療に関する相談を受け付けるとともに、切れ目
なく在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築を推進しています。

②

6 その他（上記5項目以外の取組）

① 該当なし

②

国の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が示す
協議イメージ（例）への取組状況等

杉戸町

【記入方法】

※ 別添「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」29ページ以降に記載された「具体的な協議イメージ（例）」に掲げられた以下の項目について、貴市町で①すでに取り組まれているものがありましたらその取組状況について、②その他、検討希望の有無や意見・課題等もありましたら、併せて以下に記入願います。

※ 取組がない項目については「①該当なし」と記入願います。

1 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

① 該当なし

※他市町の取組がありましたら、参考にさせていただきたいと思います。

②

2 通常の診療時間外の診療

① ・休日診療

北葛北部医師会の協力の下、幸手市との合同により休日診療を実施している（日曜日、祝日、年末年始。午前9時から正午まで）。

・小児休日診療

北葛北部医師会の協力の下、幸手市との合同により小児休日診療を実施している（冬季（12月から翌年3月まで）の日曜日、祝日。午前9時から正午まで）。

・休日夜間診療

北葛北部医師会の協力の下、幸手市との合同により休日夜間診療を実施している（冬季（12月から翌年3月まで）の日曜日、祝日。午後7時から午後10時まで）。

②

3 入退院時の支援

① 該当なし

※他市町の取組がありましたら、参考にさせていただきたいと思います。

②

4 在宅医療の提供

① 該当なし

※他市町の取組がありましたら、参考にさせていただきたいと思います。

②

5 介護サービス等と連携した医療提供

① 幸手市と杉戸町は、北葛北部医師会へ委託し「在宅医療・介護連携推進事業」を展開している。

本事業では、地域における医療・介護関係者や住民からの在宅医療・介護を含む地域ケア連携に関する総合相談として、「地域のまるごとなんでも相談」を実施している。また、多職種が連携するためのグループワーク等の研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状等を知り、意見交換ができる関係の構築に努めている。

②

6 その他（上記5項目以外の取組）

① 該当なし

②安心して出産できる体制の連携強化事業

当町には分娩可能な医療機関が無い。町内には無くても地域（圏域）で出産から産後ケアまでの体制が整っていることは、出産を望む世代に対して安心して子育てができる環境を提供できる。